

この保険契約に適用される保険約款の説明

1. この保険契約の内容は、保険約款に記載されています。当社は保険約款に基づいて、保険金等を支払います。
 - (1) 保険約款は、普通保険約款および特約から構成されています。
 - (2) 普通保険約款と特約の記載内容が重なっている場合には、特約の内容が優先して適用されます。
2. この保険契約に適用される保険約款において、次表に掲げる用語の定義は、この保険約款に共通のものとして、それぞれ同表に定めるところに従います。ただし、別途定義がある場合はその定義に従います。

この保険約款全般に共通する用語の説明一定義（50音順）

あ	更新
受取人	保険期間満了に際して、手続きを省略して契約を継続する取扱いのことです。
か	更新日
解除	契約が更新される日をいいます。保険期間の満了日の翌日（年単位の契約応当日）となります。
当社からの意思表示によって、この保険契約およびこの保険契約に付帯された特約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。	
	告知義務
解約	保険契約者と被保険者が契約のお申込みをされるときに、質問事項について、ありのままに報告していただく義務のことです。
保険契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。	
	告知義務違反
解約返戻金	保険契約者または被保険者が事実を告げなかったか、事実でないことを告げた場合、当社は告知義務違反として契約を解除することができます。
契約を解約された場合に、保険契約者にお払い戻しするお金をいいます。尚、月払の保険契約には解約返戻金はありません。	
	さ
契約応当日	失効
保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。また月単位の応当日という場合は、毎月の契約日に対応する日のことをいいます。	保険料の払込の猶予期間を過ぎても保険料の払込がなく、保険契約の効力が失われることをいいます。
契約者	責任開始日
当社と保険契約を結び、契約上の権利と義務を有する人のことです。当約款の中では「保険契約者」と表記しています。	当社が契約上の保障・補償を開始する日をいいます。
契約日	た
保険期間等の計算の基準となる日で、責任開始日と同じ日になります。	当社
	アスモ少額短期保険株式会社のことです。書類の提出先などは特に断りのない限り本社となります。
	な

は

払込期月

毎回の保険料をお払い込みいただく期間をいい、この保険では年払の場合は契約応当日の属する月の1日から末日までをいい、月払の場合は月ごとの契約応当日の属する月の1日から末日までをいいます。

被保険者

保険の対象となる人または保険の補償を受ける人をいいます。

保険期間

契約日から満了日までのことをいいます。この保険の保険期間は1年となります。

保険金等

当約款では、重度介護保険金、高齢者向け住宅損害補償保険金、軽度介護給付金、傷害入院給付金を総称して「保険金等」と呼びます。

保険証券

契約の保険金額・給付金額や保険期間等の契約内容を具体的に記載したものをいいます。

保険料

保険契約者にお払い込みいただく掛金のことをいいます。

保険料払込猶予期間

保険料の払込期月の翌月1日から末日までの期間をいいます。この期間までに保険料を支払えば保険契約の効力は継続します。

ま

満了日

保険期間が終了する日をいいます。

無効

保険契約を当初より無かったものとするをいいます。詐欺行為が判明した場合、契約は無効となります。

申込日

申込人（保険契約者）が保険契約を申し込んだ日をいいます。具体的には申込書を当社または代理店に提出した日を指します。

や

約款

契約の締結から保険金等の支払まで、当社と保険契約者とのさまざまなとりきめを記載したものをいいます。

ら

介護サポート総合保険 普通保険約款

1条 責任開始日と契約日

1. 当社が保険契約の申込みを承諾したときは、保険契約の申込書類（不備がある場合は不備解消後の申込書類）の到着日が1日から15日までの場合は翌月1日、16日以降の場合は翌々月1日を責任開始日とし、当社が責任を開始する日を契約日とします。ただし、保険契約者から申し出があり、当社が認めた場合には、これ以外の日を責任開始日とすることができるものとします。
2. 当社は、あらかじめ定めた振替日（以下、「振替日」といいます。）に第1回保険料の口座振替を行ないません。第1回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に通知します。
3. 残高不足等により第1回目の保険料の口座振替がおこなわれなかったときは、翌月の振替日に再度振り替えます。
4. 翌月の振替日に第1回保険料の口座振替が行われなかったときは、本保険契約は不成立となります。
5. 当社は第1回保険料を受領し本保険契約が成立した後、保険証券を発行し、保険契約者あてに送付します。

2条 保険期間および保険契約の更新

1. 本保険の期間は、契約日もしくは4項で規定する更新日から1年間です。
2. 当社は、保険契約の満了日の60日前までに、更新後の契約の保険金額および保険料を記載した書面（以下「更新案内書」といいます。）を保険契約者に郵送します。
3. 前項の更新案内書の記載内容に変更すべき事項があるときは、保険契約者は、この保険契約の満了する日の30日前までに、書面にて当社に通知しなければなりません。
4. 当社は、前1項の規定により更新案内書を送付した場合において、保険契約者より、この保険契約の満了する日の前日までに、特段の意思表示がない場合には、更新案内書の記載内容と同一の内容で保険契約を更新します（以下「更新契約」といいます。）。この場合、健康状態等の告知に基づく引受審査はありません。以後、更新契約が満了する都度同様とします。尚、更新は更新日（更新前の保険契約の保険期間満了日の翌日）をいいます。以下同じ。）における被保険者の年齢が満100歳まで可能です。
5. 当社は、保険契約を更新した場合には、契約更新のご通知を保険契約者に交付します。
6. 当社は、保険契約を更新するにあたり、収支予測、そ

他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。

7. 前項の更新時における保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当社は、保険契約者に対し保険期間満了日の60日前までに書面によりその内容を通知します。
8. 更新契約に適用する保険料は、各更新契約の初日における当社の保険料の算出方法により計算します。
9. 更新契約に適用する普通保険約款および特約条項は、各更新契約の初日におけるものとします。
10. 当社は、この商品が不採算となり、更新契約の引受けが困難となった場合は、その契約の更新を引き受けないことがあります。
11. 当社は、前項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。
12. 保険契約を更新した場合、旧保険証券および更新通知書をもって新保険証券に代えます。

3条 保険金等の請求および支払

当社は、この普通保険約款および特約条項の規定に従い、保険金等をご請求いただき支払手続きを行います。

4条 免責事項

当社は、特約条項に規定する免責事由に該当する場合は、特約条項に規定する保険金等を支払いません。

5条 保険契約者等の住所氏名等の変更

1. 保険契約者の住所、氏名、保険料振替口座が変更となる場合、被保険者の住所、氏名が変更となる場合および被保険者が死亡した場合には、保険契約者はすみやかに当社に通知する必要があります。
2. 保険契約者が前項の通知をするときは、普通保険約款別表1に定める当社所定の書面を提出する必要があります。
3. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、従前の住所または氏名宛に送付した通知が保険契約者に届かないときでも当社はその責任を負いません。

6条 保険契約者の代表者

1. 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を決めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明

のときは、当社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

7条 保険契約者の変更

1. 保険契約締結の後、保険契約者は当社の承諾を得て、一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者の変更をする場合は、普通保険約款 別表1に定める当社所定の書面を提出する必要があります。
3. 本条の変更をおこなった場合、新たな保険証券の発行をもって承諾の通知に代えます。

8条 契約の取消および無効

1. 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫により保険契約を締結したときは、当社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、払い込まれた保険料は返金しません。
2. 保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、その保険契約は無効とし、払い込まれた保険料は返金しません。

9条 契約の消滅

1. 保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、死亡した日に保険契約は消滅します。
2. 保険契約に付帯された特約がすべて消滅した場合には、すべての特約が消滅となった日に保険契約は消滅します。

10条 告知義務

1. 本保険への加入の申込みの際して、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社所定の書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。
2. 前項の場合に、当社が必要と認めるときは当社の指定する医師による診断を受けるものとします。この場合、医師が口頭または書面で質問した事項についてはそれぞれ口頭または書面で告知することを要します。

11条 告知義務違反による解除

1. 前条の告知の際、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告げなかったか、事実でないことを告げたとき、当社は保険契約を解除するこ

とができます。

2. 本条による保険契約の解除の効力は、解除通知が保険契約者に到達した時点から生じ、保険契約は将来に向かって効力を失います。ただし、保険契約者の所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者に通知することをもって、保険契約者宛に通知したものとみなします。
3. 次のいずれかの場合には、当社は契約の解除をおこなうことはできません。

(1) 当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。

(2) 当社が解除の原因となる事実を知った日から1か月以内に、解除の通知をおこなわなかったとき。

(3) 契約日から起算して2年以内に、保険金等の支払事由が生じなかったとき。

(4) 当社の少額短期保険契約の締結の媒介を委託した少額短期保険募集人（以下、本条において「保険募集人」といいます。）が、保険契約者または被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。

(5) 保険募集人が、保険契約者または被保険者に対して、前条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。

(6) 前4号および5号の場合に、各号に規定する保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前4号および5号の規定は適用しません。

4. 当社は、保険金等の支払事由が生じた後でも、前1項の規定により、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金等を支払いません。なお、すでに保険金等を支払っていたときは、保険金等の返還を請求することができます。

5. 前項にかかわらず、保険金等の支払事由と解除事由との間に因果関係が全く無いときは、保険金等の支払いをおこないません。

12条 重大事由による解除

1. 次のいずれかに定める事由が生じた場合には、当社は将来に向かって本保険契約を解除することができます。

(1) 保険契約者または被保険者が保険金等を詐取る目的、もしくは他人に詐取させる目的で事故を起こすか、起こそうとしたとき

- (2) 保険金等の請求に関して、被保険者に詐欺行為があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって被保険者にかかる保険金額・給付金額の合計金額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (5) 前1号から4号に掲げるもののほか、当社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前1号から4号と同等の重大な事由があるとき。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- 2. 本条による保険契約の解除の効力は、解除通知が保険契約者に到達した時点から生じ、保険契約は将来に向かって効力を失います。ただし、保険契約者の所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者に通知することをもって、保険契約者宛に通知したものとみなします。
- 3. 当社は、保険金等の支払事由が生じた後でも、前1項の規定により、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
前1項1号から5号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等を支払いません。なお、すでに保険金等を支払っていたときは、保険金等の返還を請求することができます。

13条 解約

- 1. 保険契約者はいつでも将来に向かって本保険契約を解約することができます。
- 2. 保険契約者が契約を解約する場合は、普通保険約款別表1に定める当社所定の書面を提出する必要があります。

ます。

- 3. 解約手続きをおこなった場合、解約に必要な請求書類が当社に到着した日に保障・補償は終了します。

14条 解約返戻金

- 1. 払込方法〈回数〉が月払の保険契約が、11条もしくは12条の規定により解除された場合、または前条の規定により解約された場合には、解約返戻金はありません。
- 2. 払込方法〈回数〉が年払の保険契約が、11条もしくは12条の規定により解除された場合、または前条の規定により解約された場合において、将来の保険期間の保険料が払い込まれていたときは、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数（以下、本条において「経過月数」といいます。）に応じた金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1ヶ月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。
- 3. 前項に規定する解約返戻金の金額は、当該契約の保険料に下表に掲げる当該契約の経過月数に応じた解約返戻金率を乗じたものとします。ただし、円未満の端数は四捨五入します。
- 4. 解約する特約が複数ある場合には、各特約保険料を合算して計算します。

経過月数	解約返戻金率
1	0.55
2	0.50
3	0.45
4	0.40
5	0.35
6	0.30
7	0.25
8	0.20
9	0.15
10	0.10
11	0.05
12	0

15条 年齢および性別の誤りの処理

- 1. 申込書類に記載された被保険者の生年月日に誤りがあった場合、次のとおりとします。
 - (1) 実際の年齢が当社の定める年齢の範囲外のときは、当社は保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に返金します。
 - (2) 実際の年齢が当社の定める年齢の範囲内のときは、過不足の保険料がある場合にはその金額を精算し、その後の保険料を更正します。
- 2. 申込書類に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、当社の定める方法で処理します。
- 3. 保険契約者が申込書に生年月日を誤って記載したため、

契約の名寄せができなかった等の理由により、同一の被保険者が、本保険及び当社の販売する他の保険の有効契約を合算して引受保険金等の限度額を超えたときは、当社は限度を超えた契約を取り消すことができるものとし、契約当初より払い込まれた保険料の全額を返金します。

16条 保険金等の削減支払

1. 一時に多くの支払事由が発生し、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼし本保険制度の財政に大きな影響を与えるときは、当社の定めるところにより、保険金等を削減して支払うことがあります。
2. この場合、すみやかに保険契約者にその旨を通知します。

17条 配当金

この保険契約には契約者配当金はありません。

18条 時効

1. 支払事由発生日の翌日から起算して3年間請求が無い場合、保険金等の請求権は時効により消滅します。
2. 保険料等の返金に際し、返金先が不明などの理由で返金事由が生じた日から3年間返金できなかった場合、保険契約者の返還請求権は時効により消滅します。

19条 制度内容の変更

1. 保険金等の支払事由発生率が予想を著しく超過するなど、更新時の対応では収支の改善が見込めないときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料を増額または保険金額・給付金額を減額することがあります。
2. この場合、変更の内容についてすみやかに保険契約者にその旨を通知します。

20条 準拠法

本保険契約に関する争い、訴訟については日本の法律に従って解釈されます。訴訟については、当社の本社の所在地を管轄する地方裁判所または保険金等の受取人の住所を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

別表1（請求書類）

1. 保険契約者の住所、氏名、保険料振替口座、被保険者の住所、氏名の変更、被保険者の死亡・事故であることを証する書類
 - ・当社所定の届出書
2. 保険契約者の変更
 - ・当社所定の請求書
 - ・保険契約者の印鑑証明書
 - ・保険証券
3. 解約
 - ・当社所定の請求書
 - ・保険契約者の印鑑証明書
 - ・保険証券

※当社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆重度介護特約 目次◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

この特約の趣旨

- 1条 保険金の支払
- 2条 免責事項
- 3条 保険料の払込
- 4条 保険料の払込猶予期間と失効
- 5条 保険料払込猶予期間中の保険金の支払
- 6条 更新契約の保険料の額と更新可能年齢
- 7条 保険金の請求
- 8条 契約内容の変更
- 9条 通知義務
- 10条 特約の消滅
- 11条 準用規定

重度介護特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が公的介護保険制度（注1）に基づく要介護4または5の状態（注2）（以下「要介護4または5の状態」といいます。）となったときに、重度介護保険金をお支払いすることを主な内容とするものです。

（注1）公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

（注2）要介護4または5の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護4または5の状態をいいます。

1条 保険金の支払

この特約の重度介護保険金は次のとおりです。

重度介護保険金

被保険者が保険期間中に日本国内外において、責任開始日以後に生じた傷害、または責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、要介護4または5の状態になったとき、保険証券記載の重度介護保険金を支払います。

なお、次のいずれかの場合には、責任開始日以後の疾病を直接の原因として、要介護4または5の状態になったものとみなします。

- (1) この保険契約の締結の際に、当社が告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。
- (2) その原因について、この保険契約の責任開始日前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について、責任開始日前に保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始日以降の疾病によるものとみなしません。

2条 免責事項

1. 次のいずれかにより被保険者が要介護4または5の状態になった場合は、重度介護保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被保険者が要介護4または5の状態となったとき
 - (2) 被保険者の犯罪行為によって被保険者が要介護4または5の状態となったとき
 - (3) 戦争・事変（注1）・暴動（注2）、地震・噴火・津波によって被保険者が要介護4または5の状態となったとき
 - (4) 被保険者の薬物依存（注3）を原因として、被保険者が要介護4または5の状態になったとき

（注1）事変とは、互いに宣戦布告しておらず公式には戦争状態にはないが、実質的な戦争状態をいいます。

（注2）暴動とは、群集または集団の行動によって、一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持活動が必要な状態をいいます。

（注3）薬物依存とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。
2. 前項の免責事由は、保険契約を更新した場合を含めて全保険期間に亘り適用されます。

3. 免責事由に該当した場合、この特約は消滅し、解約返戻金がある場合は普通保険約款14条の規定に基づき返戻します。

3条 保険料の払込

1. 保険料は責任開始日における被保険者の年齢により計算します。
2. 保険料の払込みは口座振替によるものとします。
3. 保険料の払込みは月払または年払によるものとします。
4. 第1回目の保険料は、普通保険約款1条2項に規定のとおり口座振替により払い込むものとします。
5. 月払の場合、第2回目以降の保険料は、各月の保険料払込期月に口座振替により払い込むものとします。保険料払込期月とは、保険契約者が毎回の保険料を払い込む必要がある期間をいい、月ごとの契約当日の属する月の1日から末日までをいいます。

なお、残高不足等の理由により保険料の振替ができなかったときは、翌月26日（金融機関が休業日のときは翌営業日）に2か月分を合算して振替えます。
6. 年払の場合、更新時の保険料は、払込期月中に払い込むものとします。払込期月は毎年更新日の属する月の1日から末日までとし、払込期月の振替日に指定口座から振り替えます。

なお、残高不足等の理由により保険料の振替ができなかったときは、翌月の振替日に再度振り替えます。
7. 口座振替は、申込み時または保険期間の途中で保険契約者より申し出のあった金融機関の口座（以下、「指定口座」といいます。）から払込期月の26日（金融機関が休業日のときは翌営業日）におこないます。保険契約者は振替日の前日までに指定口座に保険料相当額を準備してください。また、指定口座から振替えられた場合、振替日をもって保険料の払込みがあったものとします。
8. 口座振替による保険料の払込みができない特別な事情が保険契約者にあり、当社に申し出があった場合、当社が指定する方法にて保険料を払い込むことができます。

4条 保険料の払込猶予期間と失効

1. 月払の場合、第2回目以降の保険料の払込みについては、保険料払込期月の翌月初日から末日まで払込猶予期間があります。保険料払込猶予期間に保険料払込期月の未払込保険料と保険料払込猶予期間の当月分保険料の2か月分の保険料が振替えられなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日に保険契約が失効します。ただし、保険契約者から申し出があり、当社の指定する方法により保険料払込猶予期間満了日までに保険料が支払われた場合は、契約は失効となりません。

2. 年払の場合、更新時の保険料の払込については、保険料払込期月の翌月初日から末日まで払込猶予期間があります。保険料払込猶予期間に保険料払込期月の未払込保険料が振り替えられなかった場合は、保険料払込猶予期間の満了日の翌日に保険契約が失効します。ただし、保険契約者から申出があり、当社の指定する方法により保険料払込猶予期間満了日までに保険料が支払われた場合は、契約は失効となりません。
3. 失効後に保障の再開を希望される場合には、新たに保険加入のお申込みが必要となります。この場合は、その時点での満年齢に基づく保険料でのご加入となり、また健康状態等によっては、ご加入できない場合があります。
4. 当社は保険契約が失効した月に、保険契約者宛に「失効通知」を送付します。
5. 失効日以降に重度介護保険金の支払事由が生じても、保障の対象にはなりません。

5条 保険料払込猶予期間中の保険金の支払

保険料払込猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合は、保障対象となります。この場合、未払込保険料を保険金から差し引いて払うことができるものとします。

6条 更新契約の保険料の額と更新可能年齢

1. 更新契約の保険料の額は更新契約の初日における被保険者の満年齢によりあらためて計算します。
2. 更新契約の初日における被保険者の年齢が満 100 歳まで、この特約を更新することができます。

7条 保険金の請求

1. 保険金の受取人は被保険者またはその代理者（保護者等）となります。
2. 保険金の支払事由が生じた場合、保険契約者または受取人は遅滞なく当社に通知してください。
3. 受取人は重度介護特約 別表 1 に定める当社の指定する必要書類を提出することを要します。
4. 当社は請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して 5 営業日以内に、受取人が指定した口座宛に保険金を支払います。ただし、書類に不備があった場合は、完備した日から起算します。
5. 保険金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までの間に当社に提出された書類のみでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当社が指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が

当社に到着した日の翌日から起算して 45 日を経過する日とします。

- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合、1 条 1 項に定める保険金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合、保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合、当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合、前 2 号に規定する事項または保険契約者もしくは被保険者の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求までにおける事実
6. 前項の確認を行うために、以下の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、4 項または 5 項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して当該各号に規定する日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180 日）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他の法令に基づく照会・・・180 日
 - (2) 前項 1 号、2 号または 4 号に定める事項についての学究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定・・・180 日
 - (3) 前項 1 号、2 号または 4 号に定める事項についての保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかの場合における、前項 1 号、2 号または 4 号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果について、警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会・・・180 日
 - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査・・・180 日
7. 5 項または 6 項に掲げる事項の事実の確認に際し、保険契約者または受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
8. 5 項または 6 項の場合には、保険金を支払うために

確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、
当社は、保険金を請求した者に通知します。

9. 4項、5項または6項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、当社は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を受取人に支払います。ただし、7項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、当社は、遅滞の責任を負いません。

8条 契約内容の変更

1. 保険契約者は当社が取り扱う保障額の範囲で、将来に向かって保険金額を減額することができます。
2. 保険契約者が保険金額を減額する場合は、重度介護特約 別表1に定める当社所定の書面を提出する必要があります。
3. 減額された部分の保障は、減額に必要な請求書類が当社に到着した日に終了します。

なお、減額された部分に対応する解約返戻金がある場合は、普通保険約款14条の規定に基づき返戻します。

9条 通知義務

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

- (1) 被保険者が死亡したこと。
- (2) 前号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等において、本条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

10条 特約の消滅

この特約は、2条3項の規定により消滅となるほかに、次の場合にその事由が生じたときにさかのぼって消滅します。

- (1) この特約の支払事由が生じたとき
- (2) 被保険者が死亡したとき

なお、2号の場合で、解約返戻金がある場合は、普通保険約款14条の規定に基づき返戻します。

11条 準用規定

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 (請求書類)

1. 重度介護保険金の請求
 - ・ 当社所定の請求書
 - ・ 当社所定の様式による医師の診断書
 - ・ 被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類
 - ・ 被保険者の住民票
 - ・ 保険証券
2. 契約内容の変更
 - ・ 当社所定の請求書
 - ・ 保険契約者の印鑑証明書
 - ・ 保険証券

※当社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆軽度介護特約 目次◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

この特約の趣旨

- 1条 給付金の支払
- 2条 免責事項
- 3条 保険料の払込
- 4条 保険料の払込猶予期間と失効
- 5条 保険料払込猶予期間中の給付金の支払
- 6条 更新契約の保険料の額と更新可能年齢
- 7条 給付金の請求
- 8条 契約内容の変更
- 9条 通知義務
- 10条 特約の消滅
- 11条 準用規定

軽度介護特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が公的介護保険制度(注1)に基づく要介護2または3の状態(注2)(以下、「要介護2または3の状態」といいます。)となったときに、軽度介護給付金をお支払いすることを主な内容とするものです。

(注1) 公的介護保険制度とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

(注2) 要介護2または3の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2または3の状態をいいます。

1条 給付金の支払

この特約の軽度介護給付金は次のとおりです。

軽度介護給付金

被保険者が保険期間中に日本国内外において、責任開始日以後に生じた傷害、または責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、要介護2または3の状態になったとき、保険証券記載の軽度介護給付金を支払います。

なお、次のいずれかの場合には、責任開始日以後の疾病を直接の原因として、要介護2または3の状態になったものとみなします。

- (1) この保険契約の締結の際に、当社が告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。
- (2) その原因について、この保険契約の責任開始日前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について、責任開始日前に保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始日以降の疾病によるものとみなしません。

2条 免責事項

- 次のいずれかにより被保険者が要介護2または3の状態になった場合は、軽度介護給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被保険者が要介護2または3の状態となったとき
 - (2) 被保険者の犯罪行為によって被保険者が要介護2または3の状態となったとき
 - (3) 戦争・事変（注1）・暴動（注2）、地震・噴火・津波によって被保険者が要介護2または3の状態となったとき
 - (4) 被保険者の薬物依存（注3）を原因として、被保険者が要介護2または3の状態になったとき

（注1）事変とは、互いに宣戦布告しておらず公式には戦争状態にはないが、実質的な戦争状態をいいます。

（注2）暴動とは、群集または集団の行動によって、一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持活動が必要な状態をいいます。

（注3）薬物依存とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。
- 前項の免責事由は、保険契約を更新した場合を含めて全保険期間に亘り適用されます。

3. 免責事由に該当した場合、この特約は消滅し、解約返戻金がある場合は普通保険約款14条の規定に基づき返戻します。

3条 保険料の払込

1. 保険料は責任開始日における被保険者の年齢により計算します。
2. 保険料の払込みは口座振替によるものとします。
3. 保険料の払込みは月払または年払によるものとします。
4. 第1回目の保険料は、普通保険約款1条2項に規定のとおり口座振替により払い込むものとします。
5. 月払の場合、第2回目以降の保険料は、各月の保険料払込期月に口座振替により払い込むものとします。保険料払込期月とは、保険契約者が毎回の保険料を払い込む必要がある期間をいい、月ごとの契約当日の属する月の1日から末日までをいいます。

なお、残高不足等の理由により保険料の振替ができなかったときは、翌月26日（金融機関が休業日のときは翌営業日）に2か月分を合算して振替えます。
6. 年払の場合、更新時の保険料は、払込期月中に払い込むものとします。払込期月は毎年更新日の属する月の1日から末日までとし、払込期月の振替日に指定口座から振り替えます。

なお、残高不足等の理由により保険料の振替ができなかったときは、翌月の振替日に再度振り替えます。
7. 口座振替は、申込み時または保険期間の途中で保険契約者より申し出のあった金融機関の口座（以下、「指定口座」といいます。）から払込期月の26日（金融機関が休業日のときは翌営業日）におこないます。保険契約者は振替日の前日までに指定口座に保険料相当額を準備してください。また、指定口座から振替えられた場合、振替日をもって保険料の払込みがあったものとします。
8. 口座振替による保険料の払込みができない特別な事情が保険契約者にあり、当社に申し出があった場合、当社が指定する方法にて保険料を払い込むことができます。

4条 保険料の払込猶予期間と失効

1. 月払の場合、第2回目以降の保険料の払込みについては、保険料払込期月の翌月初日から末日まで払込猶予期間があります。保険料払込猶予期間に保険料払込期月の未払込保険料と保険料払込猶予期間の当月分保険料の2か月分の保険料が振替えられなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日に保険契約が失効します。ただし、保険契約者から申し出があり、当社の指定する方法により保険料払込猶予期間満了日までに保険料が支払われた場合は、契約は失効となりません。

2. 年払の場合、更新時の保険料の払込については、保険料払込期月の翌月初日から末日まで払込猶予期間があります。保険料払込猶予期間に保険料払込期月の未払込保険料が振り替えられなかった場合は、保険料払込猶予期間の満了日の翌日に保険契約が失効します。ただし、保険契約者から申出があり、当社の指定する方法により保険料払込猶予期間満了日までに保険料が支払われた場合は、契約は失効となりません。
3. 失効後に保障の再開を希望される場合には、新たに保険加入のお申込みが必要となります。この場合は、その時点での満年齢に基づく保険料でのご加入となり、また健康状態等によっては、ご加入できない場合があります。
4. 当社は保険契約が失効した月に、保険契約者宛に「失効通知」を送付します。
5. 失効日以降に軽度介護給付金の支払事由が生じても、保障の対象にはなりません。

5条 保険料払込猶予期間中の給付金の支払

保険料払込猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合は、保障対象となります。この場合、未払込保険料を給付金から差し引いて払うことができるものとします。

6条 更新契約の保険料の額と更新可能年齢

1. 更新契約の保険料の額は更新契約の初日における被保険者の満年齢によりあらためて計算します。
2. 更新契約の初日における被保険者の年齢が満 100 歳まで、この特約を更新することができます。

7条 給付金の請求

1. 給付金の受取人は被保険者またはその代理人（保護者等）となります。
2. 給付金の支払事由が生じた場合、保険契約者または受取人は遅滞なく当社に通知してください。
3. 受取人は軽度介護特約 別表 1 に定める当社の指定する必要書類を提出することを要します。
4. 当社は請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して 5 営業日以内に、受取人が指定した口座宛に給付金を支払います。ただし、書類に不備があった場合は、完備した日から起算します。
5. 給付金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までの間に当社に提出された書類のみでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当社が指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が

当社に到着した日の翌日から起算して 45 日を経過する日とします。

- (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合、1 条 1 項に定める給付金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合、給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合、当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合、前 2 号に規定する事項または保険契約者もしくは被保険者の保険契約締結の目的または給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求までにおける事実
6. 前項の確認を行うために、以下の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、4 項または 5 項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して当該各号に規定する日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180 日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他の法令に基づく照会・・・180 日
 - (2) 前項 1 号、2 号または 4 号に定める事項についての学究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定・・・180 日
 - (3) 前項 1 号、2 号または 4 号に定める事項についての保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかの場合における、前項 1 号、2 号または 4 号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果について、警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会・・・180 日
 - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査・・・180 日
 7. 5 項または 6 項に掲げる事項の事実の確認に際し、保険契約者または受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
 8. 5 項または 6 項の場合には、給付金を支払うために確

認が必要な事項および給付金を支払うべき期限を、当社は、給付金を請求した者に通知します。

9. 4項、5項または6項に定める期日をこえて給付金を支払う場合は、当社は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を受取人に支払います。ただし、7項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、当社は、遅滞の責任を負いません。

8条 契約内容の変更

1. 保険契約者は当社が取り扱う保障額の範囲で、将来に向かって給付金額を減額することができます。
2. 保険契約者が給付金額を減額する場合は、軽度介護特約 別表1に定める当社所定の書面を提出する必要があります。
3. 減額された部分の保障は、減額に必要な請求書類が当社に到着した日に終了します。

なお、減額された部分に対応する解約返戻金がある場合は、普通保険約款14条の規定に基づき返戻します。

9条 通知義務

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

- (1) 被保険者が要介護4または5の状態になったこと。
- (2) 被保険者が死亡したこと。
- (3) 1号、2号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等において、本条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

10条 特約の消滅

この特約は、2条3項の規定により消滅となるほかに、次の場合にその事由が生じたときにさかのぼって消滅します。

- (1) この特約の支払事由が生じたとき
- (2) 要介護4または5の状態になったとき
- (3) 被保険者が死亡したとき

なお、2号または3号の場合で、解約返戻金がある場合は、普通保険約款14条の規定に基づき返戻します。

11条 準用規定

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

別表1（請求書類）

1. 軽度介護給付金の請求
 - ・当社所定の請求書
 - ・当社所定の様式による医師の診断書
 - ・被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類
 - ・被保険者の住民票
 - ・保険証券
2. 契約内容の変更
 - ・当社所定の請求書
 - ・保険契約者の印鑑証明書
 - ・保険証券

※当社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

◆◆◆◆◆クレジットカード扱特約 目次◆◆◆◆◆

- 1条 特約の適用
- 2条 保険料の払込
- 3条 諸変更
- 4条 特約の消滅
- 5条 普通保険約款の規定の準用

クレジットカード扱特約

1条 特約の適用

1. この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の途中において、保険契約者から、当社の指定したクレジットカード（以下、「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合に適用します。
2. 前1項のクレジットカードは、保険契約者が、当社の指定したクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約その他これに準じるもの（以下、「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されかつ使用を認められたものに限りします。
3. 当社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等（以下、「クレジットカードの有効性等」といいます。）の確認を行なうものとします。

2条 保険料の払込

1. 当社は、普通保険約款の規定にかかわらず、当社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した時に、保険料の払込があったものとします。

2. 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、当社に対しその払込順序を指定できないものとします。
3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたいが、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
4. 当社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

3条 諸変更

1. 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードに変更することができます。また、カード会社を他のカード会社に変更することができます。この場合、あらかじめ当社に申し出て下さい。
2. 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ当社に申し出て下さい。

4条 特約の消滅

1. つぎの場合、この特約は消滅します。
 - (1) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - (3) 保険契約が失効したとき
 - (4) 当社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - (5) 当社がカード会社から保険料相当額を領収できないとき
 - (6) カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
2. 前1項の4号から6号の規定に該当する場合、当社はその旨を保険契約者に通知します。
3. 前項第4号、第5号または第6号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険契約者は、保険料の払込方法が確定するまでの間の保険料を当社指定の方法により払い込んでください。

5条 普通保険約款の規定の準用

1. この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

